

業債第24号(例)  
2023年9月15日

代 理 店  
国 債 代 理 店 御中  
国債元利金支払取扱店

日本銀行業務局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程（平成27年12月4日付業債第40号別紙1）（一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。）の一部を別紙のとおり改正し、2023年11月1日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行（庫・社）所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

- 314の1. ② [写真の表示のないもの] を横線のとおり改める。

[写真の表示のないもの]

住所等確認書類の名称	略称		備考
	表示	区分内記号	
			∫ 略（不変） ∫
国民年金手帳 <small>(注2)</small>	年	—	<u>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。</u>
			∫ 略（不変） ∫

以下略（不変）

- 321の 参考 ②中、「税務署の承認を受けた場合等」を「税務署の承認を受けた場合」に改める。